

第60期

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



開催場所

東京都府中市緑町1-16-4

当社 研修センター2階 会議室

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

株主総会ご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 **サンドラッグ**

証券コード：9989



SUNDRUG

目的事項

報告事項

- 第60期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第60期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

議決権行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時30分まで

目次

第60期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	23
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告書	49

株 主 各 位

東京都府中市若松町一丁目38番地の1

株式会社サンドラッグ

代表取締役社長 CEO 貞方 宏司

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第60期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
(<https://www.sundrug.co.jp/ir/irdata/stockmeeting>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

ネットで招集 (<https://s.srdb.jp/9989/>)



東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)
上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、いずれの場合でも、2023年6月22日(木曜日)午後5時30分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所 東京都府中市緑町 1-16-4
当社 研修センター2階 会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

連結計算書類のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表

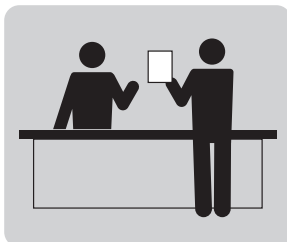
計算書類のうち、株主資本等変動計算書、個別注記表

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## ■ 議決権行使についてのご案内

- 議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いさせていただきます。
- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合、または議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

### 株主総会にご出席いただける場合



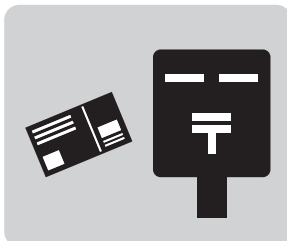
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

開催日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時）

### 株主総会にご出席いただけない場合

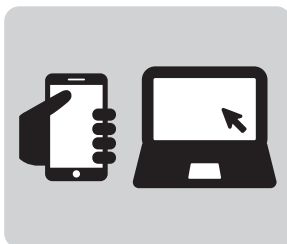


#### 郵 送

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権  
行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時30分到着分まで



#### インターネット

詳細は **次ページ** をご覧ください

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権  
行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時30分行使分まで

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 1. 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

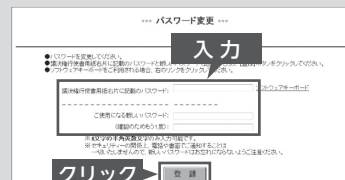
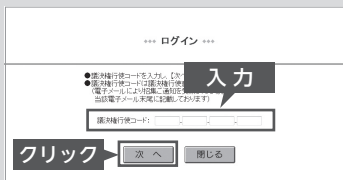


## 2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(又は機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。

### ！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

### お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
☎ **0120-768-524** (年末年始を除く 9:00~21:00)

▶ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
☎ **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第60期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は5,846,163,400円となります。

これにより、中間配当金50円を含めました当期の年間配当金は、1株につき、前期に比べ29円増配の100円となります。

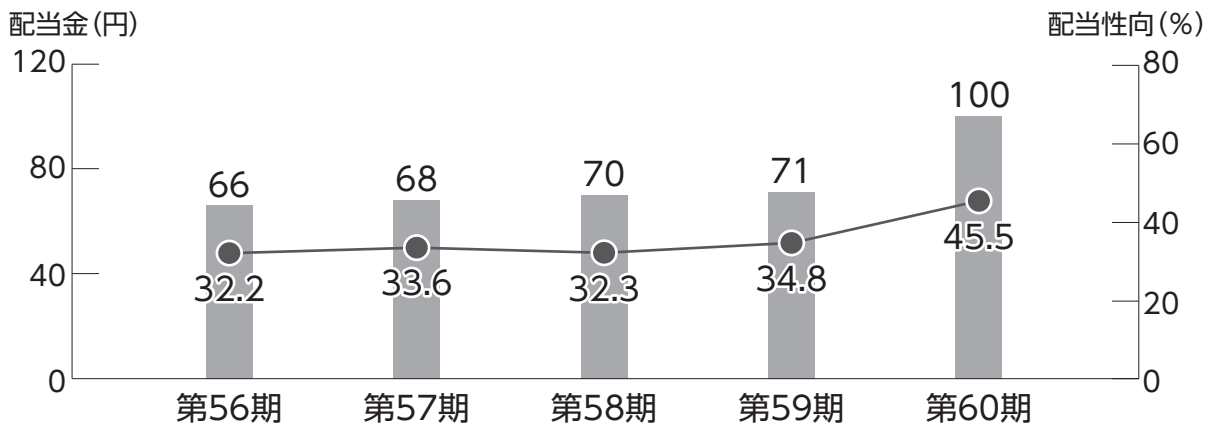
③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日（月曜日）といたしたいと存じます。

### (ご参考)

■ 1株当たり配当金(円)

● 配当性向(%)



## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名                     | 現在の当社における地位 | 属性       | 取締役会/<br>出席回数    |
|-----------|------------------------|-------------|----------|------------------|
| 1         | さだ かた ひろ し<br>貞 方 宏 司  | 代表取締役社長 CEO | 再任       | 100%<br>(14/14回) |
| 2         | た だ なお き<br>多 田 直 樹    | 取締役チェアマン    | 再任       | 100%<br>(14/14回) |
| 3         | さか い よし みつ<br>坂 井 義 光  | 取締役店舗開発本部長  | 再任       | 100%<br>(11/11回) |
| 4         | た だ たか し<br>多 田 高 志    | 取締役         | 再任       | 100%<br>(14/14回) |
| 5         | すぎ うら のぶ ひこ<br>杉 浦 宣 彦 | 社外取締役       | 再任 社外 独立 | 100%<br>(14/14回) |
| 6         | まつ もと まさ と<br>松 本 正 人  | 社外取締役       | 再任 社外 独立 | 92%<br>(13/14回)  |
| 7         | つじ とも こ<br>辻 智 子       | 社外取締役       | 再任 社外 独立 | 100%<br>(14/14回) |

**再任** … 再任取締役候補者

**社外** … 社外取締役候補者

**独立** … 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

さだかた

貞方

ひろし

宏司

再任

1970年9月27日生

所有する当社の株式数

14,000株

取締役在任期間

15年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |              |          |                    |
|----------|--------------|----------|--------------------|
| 1989年 3月 | 当社入社         | 2008年 6月 | 当社取締役営業第二部長        |
| 2001年 4月 | 当社経営企画室課長    | 2009年12月 | 当社取締役              |
| 2003年 1月 | 当社営業第二部次長    | 2019年 5月 | 当社代表取締役社長          |
| 2004年 4月 | 当社営業第二部長     | 2022年 4月 | 当社代表取締役社長 CEO (現任) |
| 2005年 4月 | 当社執行役員営業第二部長 |          |                    |

#### ■重要な兼職の状況

ダイレックス株式会社代表取締役会長

株式会社大屋代表取締役会長

#### ■取締役候補者とした理由

貞方宏司氏は、2009年12月より重要子会社であるダイレックス株式会社の代表取締役副社長、2014年6月より代表取締役社長を、2019年5月より当社代表取締役社長を務め、経営トップとしての手腕を発揮しております。また、これまでの豊富な業務経験と経営・管理監督全般に関する高い知見を有しております。これらのことから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



候補者番号

2

ただ なおき  
多田 直樹

再任

1962年11月13日生

所有する当社の株式数

3,112,000株

取締役在任期間

22年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |           |          |                 |
|----------|-----------|----------|-----------------|
| 1990年 5月 | 当社入社      | 2001年 6月 | 当社取締役           |
| 1995年 4月 | 当社経営企画室課長 | 2019年 4月 | 当社取締役管理本部長      |
| 2001年 3月 | 当社退社      | 2022年 4月 | 当社取締役チェアマン (現任) |

### ■当社との特別な利害関係

株式会社イリュウ商事及び株式会社フォレストモールの代表取締役会長に就任しております。株式会社イリュウ商事は当社の筆頭株主であり、当社と株式会社フォレストモールとの間には不動産賃貸借取引、株式会社イリュウ商事の子会社株式会社シーズワンとの間には商品取引、合同会社イリュウインベストメントとの間には不動産賃貸借取引があります。

### ■重要な兼職の状況

株式会社イリュウ商事代表取締役会長  
株式会社フォレストモール代表取締役会長

### ■取締役候補者とした理由

多田直樹氏は、2001年6月より非業務執行取締役、2019年4月より取締役管理本部長、2022年4月より取締役チェアマンとして経営に従事し、その役割・責務を果たしてまいりました。当社在籍時のさまざまな業務経験や他の会社の代表取締役社長・会長などを歴任し、企業経営トップとしての経営全般に関する高い知見を有しております。これらのことから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

さか い

坂井

よし みつ

義光

再任

1964年12月15日生

所有する当社の株式数

23,100株

取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (11回/11回)

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |              |         |                   |
|----------|--------------|---------|-------------------|
| 1983年11月 | 当社入社         | 2010年6月 | 当社取締役店舗開発部長       |
| 1998年4月  | 当社営業部課長      | 2019年3月 | 当社執行役員店舗開発部長      |
| 2001年4月  | 当社店舗開発部次長    | 2022年6月 | 当社取締役店舗開発部長       |
| 2005年4月  | 当社執行役員店舗開発部長 | 2022年7月 | 当社取締役店舗開発本部長 (現任) |

### ■重要な兼職の状況

なし

### ■取締役候補者とした理由

坂井義光氏は、当社において営業、商品及び店舗開発部門、2005年4月より執行役員や取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を果たしてまいりました。また、これまでの豊富な業務経験と経営・店舗開発に関する高い知見を有しております。これらのことから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

ただ たかし  
多田 高志

再任

1969年3月10日生

所有する当社の株式数

2,200,000株

取締役在任期間

6年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                             |         |                                 |
|----------|-----------------------------|---------|---------------------------------|
| 1992年4月  | 株式会社イトーヨーカ堂入社               | 2007年1月 | 株式会社やまきSC開発(現株式会社フォレストモール)専務取締役 |
| 1996年10月 | 当社入社                        | 2009年6月 | 株式会社フォレスト(現株式会社フォレストモール)代表取締役社長 |
| 2001年3月  | 株式会社イリュウ商事取締役(非業務執行取締役)(現任) | 2014年4月 | 株式会社シーズリテイル(現株式会社シーズワン)代表取締役社長  |
| 2001年4月  | 当社商品部情報課長                   | 2017年3月 | 同上退任                            |
| 2003年1月  | 当社商品部仕入課長                   | 2017年6月 | 当社取締役(現任)                       |
| 2005年5月  | 当社経営企画室課長                   |         |                                 |
| 2006年12月 | 当社退社                        |         |                                 |

#### ■当社との特別な利害関係

株式会社イリュウ商事の非業務執行取締役に就任しております。株式会社イリュウ商事は当社の筆頭株主であり、株式会社イリュウ商事の子会社株式会社シーズワンとの間には商品取引、合同会社イリュウインベストメントとの間には不動産賃貸借取引があります。

#### ■重要な兼職の状況

株式会社イリュウ商事取締役(非業務執行取締役)  
ダイレックス株式会社代表取締役社長

#### ■取締役候補者とした理由

多田高志氏は、1996年10月当社入社以降、幅広い業務を遂行し、当社退職後は、企業経営に従事し、2019年5月より重要子会社であるダイレックス株式会社の代表取締役社長を務め、経営トップとして手腕を発揮しております。これまでの豊富な業務経験と経営・管理監督全般に関する高い知見を有しております。これらのことから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

すぎうら

杉浦

のぶひこ

宣彦

再任

社外

独立

1966年2月7日生

所有する当社の株式数

-株

取締役在任期間

9年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                                         |          |                                |
|----------|-----------------------------------------|----------|--------------------------------|
| 1989年 4月 | 香港上海銀行入社                                | 2006年 4月 | J Pモルガン証券株式会社<br>シニアリーガルアドバイザー |
| 2001年 8月 | 金融庁総務企画局政策課金融研究研修<br>センター研究官            | 2008年 4月 | 中央大学大学院戦略経営研究科教授<br>(現任)       |
| 2004年 3月 | 中央大学大学院法学研究科民事法専攻<br>博士後期課程修了 (博士 (法学)) | 2014年 6月 | 当社社外取締役 (現任)                   |

### ■重要な兼職の状況

中央大学大学院戦略経営研究科教授

金融庁 多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会 メンバー

### ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉浦宣彦氏は、大学院教授及び法学博士として、企業経営戦略及びコンプライアンスに関する豊富な研究経験を有し、中立的かつ客観的立場から、当社の経営全般に関し、有用な助言・提言を行い、また取締役会の意思決定や監督機能の強化の役割を果たしております。引き続き、社外取締役として、独立した立場から適切に職務遂行いただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

まつもと

松本

まさ と

正人

再任

社外

独立

1957年1月11日生

所有する当社の株式数

-株

取締役在任期間

5年

取締役会への出席状況

92% (13回/14回)

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                                     |          |                                          |
|----------|-------------------------------------|----------|------------------------------------------|
| 1979年 4月 | 野村証券投資信託販売株式会社入社                    | 2015年 6月 | 同社代表取締役副社長 兼 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員 |
| 2002年 9月 | 三菱証券株式会社（現 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社）執行役員 | 2016年 6月 | MUSビジネスサービス株式会社代表取締役会長                   |
| 2010年 5月 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務執行役員大阪支店長    | 2017年 7月 | SBSホールディングス株式会社顧問                        |
| 2012年 6月 | 同社専務取締役                             | 2018年 6月 | 当社社外取締役（現任）                              |
| 2013年 6月 | 同社代表取締役副社長                          | 2019年 3月 | SBSホールディングス株式会社社外監査役                     |
|          |                                     | 2021年 3月 | SBSホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）          |

#### ■重要な兼職の状況

SBSホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）

#### ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松本正人氏は、豊富な経営経験及び幅広い見識等を有し、中立的かつ客観的立場から、当社の経営全般に関し、有用な助言・提言を行い、また取締役会の意思決定や監督の機能強化の役割を果たしております。引き続き、社外取締役として、独立した立場から適切に職務遂行いただけると判断し社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

つじ  
辻

ともこ  
智子

再任

社外

独立

1956年8月16日生

所有する当社の株式数

-株

取締役在任期間

3年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|           |                          |          |                                        |
|-----------|--------------------------|----------|----------------------------------------|
| 1979年 4月  | 味の素株式会社入社                | 2007年 6月 | 同社取締役執行役員総合研究所長                        |
| 1987年 2月  | 農学博士号取得（東京大学旧応用微生物化学研究所） | 2008年 5月 | 日本水産株式会社顧問                             |
| 1988年 3月  | 米国ロックフェラー大学博士研究員         | 2009年 4月 | 同社生活機能科学研究所長                           |
| 1988年 11月 | 米国ペンシルバニア州立大学博士研究員       | 2015年 5月 | 株式会社吉野家ホールディングス執行役員・グループ商品本部素材開発部長（現任） |
| 1989年 12月 | 財団法人相模中央化学研究所入所          | 2020年 6月 | 当社社外取締役（現任）                            |
| 1999年 5月  | 株式会社ファンケル入社              | 2022年 6月 | 不二製油グループ本社株式会社社外取締役（現任）                |
| 2004年 4月  | 同社執行役員中央研究所長             |          |                                        |

#### ■重要な兼職の状況

株式会社吉野家ホールディングス執行役員・グループ商品本部素材開発部長  
不二製油グループ本社株式会社 社外取締役

#### ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

辻智子氏は、各企業等において、農学博士として商品素材の研究開発をはじめ小売業の経営にも携わり、経営全般に関する知見を有し、中立的かつ客観的立場から、当社の経営全般に関し、有用な助言・提言を行い、また取締役会の意思決定や監督機能の強化の役割を果たしております。引き続き、社外取締役として、独立した立場から適切に職務遂行いただけると判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 取締役候補者多田直樹氏は、株式会社イリュウ商事及び株式会社フォレストモールの代表取締役会長を兼務しております。取締役候補者多田高志氏は、株式会社イリュウ商事の非業務執行取締役就任しております。株式会社イリュウ商事は当社の筆頭株主であり、当社と株式会社フォレストモールとの間には不動産賃貸借取引、株式会社イリュウ商事の子会社株式会社シーズワンとの間には商品取引、合同会社イリュウインベストメントとの間には不動産賃貸借取引があります。なお、多田直樹氏と多田高志氏とは兄弟であります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 杉浦宣彦、松本正人及び辻智子の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の在任期間について
- ・杉浦宣彦氏は現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって9年となります。
  - ・松本正人氏は現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
  - ・辻智子氏は現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
5. 杉浦宣彦、松本正人及び辻智子の3氏が社外取締役に選任された場合、定款の定めに基づき、当社と杉浦宣彦、松本正人及び辻智子の3氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険会社により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 杉浦宣彦、松本正人及び辻智子の3氏が社外取締役に選任された場合、杉浦宣彦、松本正人及び辻智子の3氏は引き続き東京証券取引所の定める独立役員になる予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役山下和稔氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

やました  
山下

かずとし  
和稔

再任 社外 独立

1959年6月7日生

所有する当社の株式数

-株

監査役在任期間

4年

監査役会への出席状況

100% (14回/14回)

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

|          |                                                            |         |                                |
|----------|------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------|
| 1983年4月  | 国際証券株式会社入社<br>(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)                     | 2010年4月 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社<br>高知支店長 |
| 1997年4月  | 同社 八王子支店長                                                  | 2014年6月 | 同社 理事・神戸支店長                    |
| 2002年9月  | 三菱証券株式会社<br>(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 広島支店長                 | 2017年6月 | MUSビジネスサービス株式会社<br>常勤監査役       |
| 2005年10月 | 三菱UFJ証券株式会社<br>(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)<br>名古屋支店法人営業第二部副部長 | 2019年6月 | 当社社外常勤監査役(現任)                  |

#### ■重要な兼職の状況

なし

#### ■社外監査役候補者とした理由

山下和稔氏は、金融機関において各種業務を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見と幅広い見識を有し、加えて常勤監査役を務め、コーポレートガバナンスや監査役業務に精通し、2019年6月より当社常勤社外監査役として従事し、引き続き独立した客観的・中立的な監査機能の発揮が期待できるため、社外監査役候補者としたしました。



- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山下和稔氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山下和稔氏が社外監査役に選任された場合、定款の定めに基づき、当社との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を継続する予定であります。
- なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険会社により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 山下和稔氏が社外監査役に選任された場合、同氏は引き続き東京証券取引所の定める独立役員になる予定であります。

## (ご参考)

本総会後の取締役及び監査役の主な専門性・知識・経験等

本総会の第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合における本総会後の取締役及び監査役の主な専門性・知識・経験等は以下のとおりです。

|     | 氏名     | 地位          | 企業<br>経営 | 業界<br>経験 | グローバル | ESG | 財務・会計・<br>M&A | リスクマネジ<br>メント・法務 |
|-----|--------|-------------|----------|----------|-------|-----|---------------|------------------|
| 取締役 | 貞方 宏司  | 代表取締役社長 CEO | ●        | ●        |       | ●   |               | ●                |
|     | 多田 直樹  | 取締役チェアマン    | ●        | ●        | ●     | ●   | ●             |                  |
|     | 坂井 義光  | 取締役         |          | ●        |       | ●   |               |                  |
|     | 多田 高志  | 取締役         | ●        | ●        |       | ●   |               |                  |
|     | 杉浦 宣彦  | 社外取締役       |          |          | ●     | ●   | ●             | ●                |
|     | 松本 正人  | 社外取締役       | ●        |          |       | ●   | ●             |                  |
|     | 辻 智子   | 社外取締役       | ●        | ●        | ●     | ●   |               |                  |
| 監査役 | 山下 和稔  | 社外監査役       |          |          |       | ●   | ●             |                  |
|     | 小澤 哲郎  | 社外監査役       |          |          | ●     | ●   | ●             | ●                |
|     | 篠原 一馬  | 社外監査役       |          |          |       | ●   | ●             |                  |
|     | 和田 希志子 | 社外監査役       |          |          |       | ●   |               | ●                |

## (当社の役員選任方針・プロセスについて)

経営幹部の選任、取締役候補者の指名については、これまでの業務経験・実績・知識、経営・リスク判断力、管理監督能力に優れ、識見、倫理観及び先見性を有し、企業価値向上に資すること等「役員選解任基準」に則り、任意の「指名・報酬諮問委員会」の審議・答申を受け、取締役会にて、多様性の確保及び全体バランスを含め十分に検討し決定することとしております。また監査役候補者の指名については、豊富な知識・経験、多面的視野、高い倫理観を有し、中立的・客観的な立場で監査能力を有することを基準にし、「役員選解任基準」に則り、任意の「指名・報酬諮問委員会」の審議を経て、監査役会での検討・同意を得たうえで、最終的に取締役会で決定しております。

なお、社外取締役及び社外監査役の候補者の指名に当たっては、それぞれ別途定めた「社外役員の独立性判断基準」に適合し、豊富な企業経営または学識の経験者或いは法務・財務・会計等の専門的・高度な知識・経験を有し、それぞれ、中立的・客観的視点で各職務を遂行できる候補者を人選することとしております。

経営陣幹部の解職・解任については、当該対象役員が、「役員選解任基準」に照らし、その機能を十分発揮していないと取締役会構成員が判断した場合、任意の「指名・報酬諮問委員会」メンバーである社外取締役への申請により、当該対象役員を除く同委員会を開催、解職・解任に関する議論を開始し、結果如何で、当該役員との意見交換を経て、取締役会に付議し、十分な審議を経て解職の旨を決議、或いは解任を総会に付議する旨を決議することとしております。

#### 第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2008年6月21日開催の第45期定時株主総会において、年額4億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まない。)とし、また、2012年6月23日開催の第49期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を上記取締役の報酬等の額とは別枠で年額3千万円以内とする旨ご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對して、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代え、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

つきましては、上記株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の定めを廃止し、これに代わるものとして、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭債権の総額を、年額1億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与を含まない。)といたします。また、各対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名(うち社外取締役3名)であります。第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役は7名(うち社外取締役3名)となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との

間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。

また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、本議案の承認可決を条件として、以後、上記株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めに基づく新株予約権の発行は行わないものといたします。また、対象取締役に付与済である株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本議案の承認可決を条件として、対象取締役において権利放棄することを予定しております。

このため、2024年3月期に限り、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、放棄した新株予約権の目的である株式数と同数の譲渡制限付株式を上記年額1億円及び年25,000株の範囲内で付与することができることといたします。

また、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員及び当社の従業員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

## 【本割当契約の内容の概要】

### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### （2）退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

**【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針**

社内取締役報酬体系は、役位を踏まえた固定報酬と業績や個人別目標の達成率に連動するインセンティブな賞与及び、中長期的業績向上に向けた譲渡制限付株式報酬の変動報酬とで構成しております。また、社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬のみとしております。

役員報酬等の決定方法は、全社外取締役（3名）、代表取締役社長CEO及び取締役チェアマンからなる任意の「指名・報酬諮問委員会」の審議結果に基づく助言・答申を得て、取締役の報酬は取締役会にて、監査役の報酬は監査役会にて、内規の定めにより、株主総会決議承認された報酬限度内で決定しております。

当事業年度における指名・報酬諮問委員会は、2回開催し、テーマは、役員報酬（社内取締役賞与を含む。）案及び報酬制度設計案、取締役及び監査役候補選任案等であり、その審査結果を取締役会に答申いたしました。

以上

# 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するものの、行動制限緩和等により、緩やかに経済・社会活動再開の動きが見られました。しかしながら、原材料価格・エネルギー価格の高騰による物価上昇等、景気の先行きは極めて不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、各国の行動規制緩和を受け、インバウンド需要は回復の兆しが見られたものの、化粧品と医薬品の一部にとどまり、コロナ禍前の水準と比べ影響は限定的となりました。また、同業他社との出店競争や大手同士の業界再編、他業態との競争等、当社を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループは、引き続き「安心・信頼・便利の提供」をキーワードに、専門性を一層高め、お客様に必要なかつ期待される質の高いサービスレベルの向上・生鮮食料品の導入・食料品の販売強化等に取り組むとともに、積極的な新規出店・更なる生産性向上をめざし効率化等に取り組んでまいりました。

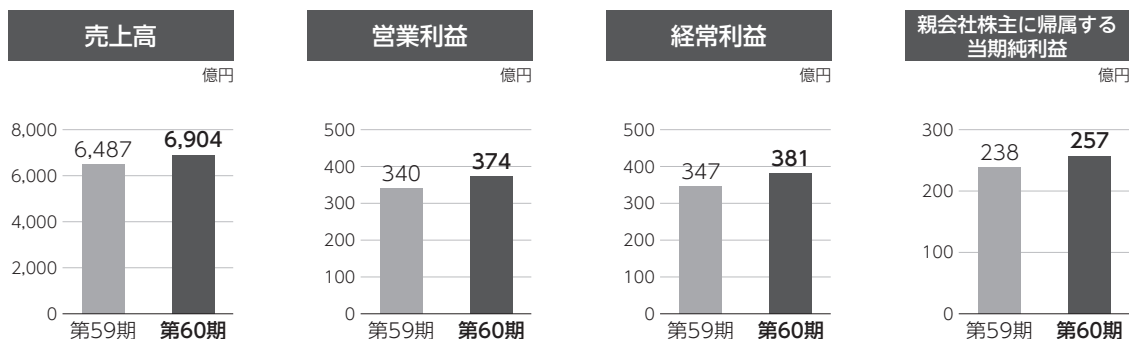
また、当社グループのサステナビリティ経営につきましては、太陽光発電導入等による脱炭素社会への貢献、CO2削減目標の引き上げ、ESG情報の開示強化、各種方針の整備等、重症性及び機会・リスク等を考慮し、多面的な視点から設定した重要課題（マテリアリティ）の取り組みを推進いたしました。

当連結会計年度の当社グループ全体の出店などの状況は、98店舗を新規出店し106店舗で改装をしたほか25店舗を閉店し活性化を図りました。また、2022年10月に、四国エリアのフランチャイジーであった株式会社大屋（56店舗）の全株式を取得し完全子会社化いたしました。

この結果、当連結会計年度末の当社グループ全体の店舗数は、ドラッグストア事業1,016店舗（直営店783店舗、(株)星光堂薬局74店舗、(株)サンドラッグプラス67店舗、(株)大屋55店舗、フランチャイズ等37店舗）、ディスカウントストア事業364店舗（ダイレックス(株)364店舗）の合計1,380店舗となりました。



当連結会計年度の業績は、売上高6,904億62百万円（前期比6.4%増）、営業利益374億52百万円（同10.0%増）、経常利益381億34百万円（同9.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益257億3百万円（同7.8%増）となり、増収・増益となりました。

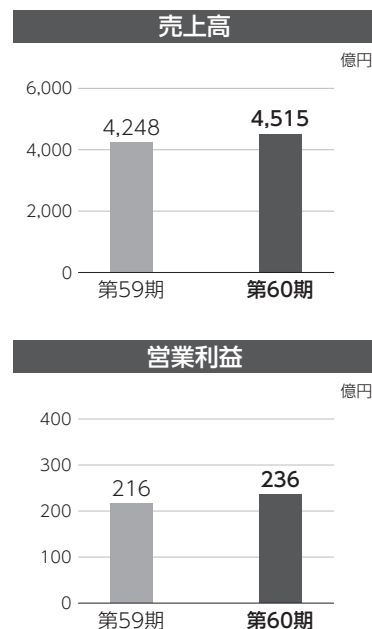


セグメント業績等の概要は次のとおりであります。

## ドラッグストア事業

ドラッグストア事業は、国内外の行動規制緩和を受け、インバウンド需要は回復の兆しが見られたものの、化粧品と医薬品の一部にとどまり、依然として繁華街店舗におきましては、コロナ禍前水準の約50%程度で推移しております。一方、積極的な新規出店に加え、風邪薬・花粉症関連需要の増加等により、売上高が前期を上回りました。経費面につきましては電子棚札導入等により生産性の向上を図るとともに、引き続き全社的に節電等に取り組み経費抑制に努めました。なお、ドラッグストア事業の出店などの状況は、65店舗を新規出店し93店舗を改装したほか21店舗を閉店し活性化を図りました。

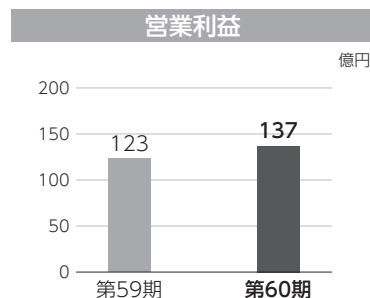
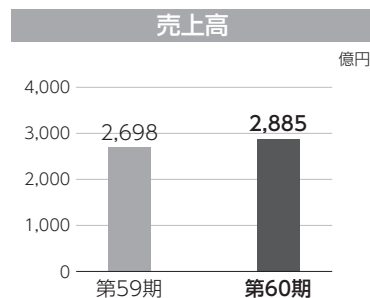
以上の結果、ドラッグストア事業の売上高は4,515億21百万円（前期比6.3%増）、営業利益は236億65百万円（同9.2%増）となり、増収・増益となりました。



## ディスカウントストア事業

ディスカウントストア事業は、引き続きマスク・ペット用品等に加え、食品部門の値上げに伴いセール品が減少した影響で売上総利益率が上昇し売上・利益ともに前期を上回りました。なお、ディスカウントストア事業の出店などの状況は、33店舗を新規出店し13店舗を改装したほか4店舗を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、ディスカウントストア事業の売上高は2,885億11百万円（前期比6.9%増）、営業利益は137億87百万円（同11.4%増）となり、増収・増益となりました。



### ② 企業集団の設備投資並びに資金調達の状況

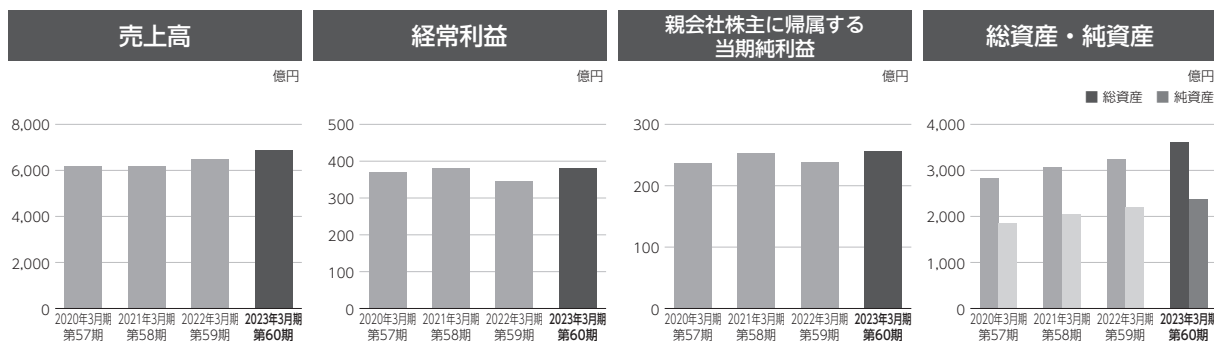
当連結会計年度に実施した設備投資の総額は313億92百万円であります。その主なものは、新規出店98店舗、改装106店舗などに伴うものであります。

なお、当連結会計年度中における必要資金は、自己資金で賄っております。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                   | 第 57 期<br>(2019/4~2020/3) | 第 58 期<br>(2020/4~2021/3) | 第 59 期<br>(2021/4~2022/3) | 第 60 期<br>(2022/4~2023/3) |
|-----------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 売 上 高 (百万円)           | 617,769                   | 634,310                   | 648,734                   | 690,462                   |
| 経 常 利 益 (百万円)         | 37,159                    | 38,228                    | 34,734                    | 38,134                    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 23,692                    | 25,329                    | 23,853                    | 25,703                    |
| 1株当たり当期純利益 (円)        | 202.67                    | 216.68                    | 204.02                    | 219.83                    |
| 総 資 産 (百万円)           | 284,276                   | 308,528                   | 325,768                   | 360,672                   |
| 純 資 産 (百万円)           | 186,822                   | 205,156                   | 220,592                   | 236,328                   |
| 1株当たり純資産額 (円)         | 1,597.57                  | 1,754.32                  | 1,886.40                  | 2,020.97                  |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。  
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数より自己株式数を控除した株式数により算出しております。



## (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                     | 資 本 金    | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------------|----------|-----------|---------------|
| 株 式 会 社 星 光 堂 薬 局         | 90百万円    | 100%      | ドラッグストア事業     |
| 株 式 会 社 サ ン ド ラ ッ グ プ ラ ス | 10百万円    | 100%      | ドラッグストア事業     |
| 株 式 会 社 大 屋               | 50百万円    | 100%      | ドラッグストア事業     |
| 株式会社サンドラッグ・ドリームワークス       | 5百万円     | 100%      | ドラッグストア事業     |
| ダイレックス株式会社                | 3,369百万円 | 100%      | ディスカウントストア事業  |

- (注) 1. 2022年10月に株式会社大屋の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

#### (4) 対処すべき課題

少子高齢化は一層進み、お客様の健康に対するニーズ等は、年々一層高まっていくものと考えております。また、同業他社との出店競争や大手同士の業界再編、他業種との競争等、経営環境は一層厳しさを増しております。行動制限緩和等により、緩やかに経済・社会活動再開の動きが見られました。しかしながら、原材料価格・エネルギー価格の高騰による物価上昇等、依然として先行きは不透明な状況が続くと予想されます。

このような状況を踏まえ、当社グループは国内店舗網の更なる拡大を図り、利便性の高い店舗開発、高齢化社会を見据えて更なる専門性の強化及びローコストオペレーションを支えるさまざまな仕組み作りなどに取り組んでまいります。

これらに基づき、下記対処してまいります。

- ① 新規出店加速
  - 多様な業態で全国をカバー
  - ・立地により、最も適した業態で出店推進
  - 商店街・繁華街・郊外単独・郊外複合・ディスカウントストア
- ② E C事業強化
  - E Cシステムリニューアル
  - ・顧客体験の向上
  - 多様な買い方、受取り方への対応
  - 即日配送への対応
  - ・生産性向上
  - DC一体型拠点追加による物流効率化向上
  - 拠点分散による配送コスト削減
- ③ 調剤事業強化
  - 調剤需要に対する取り組みを拡大
  - ・併設店舗を中心に出店を加速
  - ・管理薬剤師の育成。教育カリキュラムの短縮
  - ・「かかりつけ薬剤師」育成強化
  - ・地域支援体制加算店舗の拡大
  - ・処方せん・服薬指導のオンライン対応
- ④ プライベートブランド開発強化
  - ・価格訴求のプライベートブランド（P B）商品のアイテム拡充
  - ・高付加価値P B商品の開発の拡大・品揃えの一層の充実
  - ・環境配慮型プライベートブランド商品の開発推進
- ⑤ 人材育成強化
  - 更なる規模拡大対応
  - ・薬剤師をはじめ専門性ある多様な人材確保
  - ・資質強化に向けた教育・育成の充実
- ⑥ デジタル推進
  - ・店舗オペレーション及び業務の更なる生産性向上
  - 電子棚札・セルフスキャンシステム・セミセルフレジ
  - 賞味期限チェックシステム・自動発注システム範囲拡大

- ⑦ サステナビリティ経営推進  
企業理念である、国民の『健康で豊かな暮らし』の実現と持続可能な社会の実現をめざし、サステナビリティ経営を推進してまいります。
- ・環境経営の推進
  - ・コンプライアンス経営の推進
  - ・働き甲斐のある職場環境の整備
  - ・健康で豊かな生活への貢献
  - ・ガバナンス経営の推進

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、薬局の経営並びに医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売及び卸売の事業を行っております。

(6) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

|      |       |          |      |
|------|-------|----------|------|
| 北海道  | 67店舗  | 京都府      | 16店舗 |
| 青森県  | 6店舗   | 大阪府      | 73店舗 |
| 秋田県  | 8店舗   | 兵庫県      | 41店舗 |
| 岩手県  | 8店舗   | 奈良県      | 12店舗 |
| 宮城県  | 18店舗  | 和歌山県     | 7店舗  |
| 山形県  | 9店舗   | 鳥取県      | 7店舗  |
| 福島県  | 17店舗  | 島根県      | 5店舗  |
| 新潟県  | 79店舗  | 岡山県      | 18店舗 |
| 群馬県  | 10店舗  | 広島県      | 20店舗 |
| 栃木県  | 12店舗  | 山口県      | 20店舗 |
| 茨城県  | 14店舗  | 徳島県      | 15店舗 |
| 埼玉県  | 71店舗  | 香川県      | 19店舗 |
| 千葉県  | 43店舗  | 愛媛県      | 46店舗 |
| 東京都  | 182店舗 | 高知県      | 24店舗 |
| 神奈川県 | 68店舗  | 福岡県      | 86店舗 |
| 山梨県  | 25店舗  | 佐賀県      | 25店舗 |
| 長野県  | 9店舗   | 長崎県      | 34店舗 |
| 静岡県  | 15店舗  | 熊本県      | 40店舗 |
| 岐阜県  | 1店舗   | 大分県      | 20店舗 |
| 愛知県  | 71店舗  | 宮崎県      | 25店舗 |
| 三重県  | 8店舗   | 鹿児島県     | 28店舗 |
| 滋賀県  | 7店舗   | 沖縄県      | 14店舗 |
|      |       | フランチャイズ他 | 37店舗 |

## (7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分         | 使用人数            | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|-----------------|-------------|
| ドラッグストア事業    | 4,729名 (4,285名) | 325名 (269名) |
| ディスカウントストア事業 | 1,642名 (4,427名) | 31名 (219名)  |
| 合 計          | 6,371名 (8,712名) | 356名 (488名) |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数                | 前事業年度末比増減       | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|---------------------|-----------------|--------|--------|
| 3,895名<br>( 3,338名) | 100名<br>(△171名) | 34歳4ヶ月 | 8年11ヶ月 |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

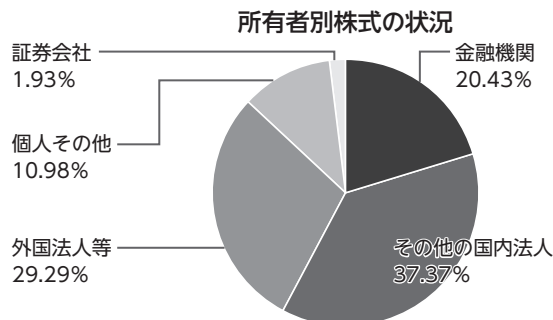
## (8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 536,000,000株
- ② 発行済株式の総数 119,331,184株  
(自己株式を含む)
- ③ 株主数 20,370名
- ④ 大株主 (上位10名)



| 株 主 名                          | 持 株 数 (千株) | 持 株 比 率 (%) |
|--------------------------------|------------|-------------|
| 株 式 会 社 イ リ ユ ウ 商 事            | 43,776     | 37.44       |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)       | 14,040     | 12.01       |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)            | 5,546      | 4.74        |
| 多 田 直 樹                        | 3,112      | 2.66        |
| 多 田 高 志                        | 2,200      | 1.88        |
| ジェーピー モルガン チェース バンク 385632     | 2,153      | 1.84        |
| ジェーピー モルガン チェース バンク 385047     | 1,926      | 1.65        |
| CEP LUX-ORBIS SICAV            | 1,683      | 1.44        |
| オーエム02ステートストリート808424クライアントオムニ | 1,517      | 1.30        |
| 全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会      | 1,508      | 1.29        |

- (注) 1. 当社は自己株式 (2,407千株) を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。



## (2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・新株予約権の数

125個

- ・目的となる株式の種類及び数

普通株式12,500株（新株予約権1個につき100株）

- ・取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価額）          | 行使期間                      | 個数  | 保有者 |
|-------------------|-------------------|---------------------------|-----|-----|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第1回<br>(1株当たり1円)  | 2012年8月13日<br>～2042年8月12日 | 8個  | 1人  |
|                   | 第2回<br>(1株当たり1円)  | 2013年8月12日<br>～2043年8月11日 | 6個  | 1人  |
|                   | 第3回<br>(1株当たり1円)  | 2014年8月11日<br>～2044年8月10日 | 4個  | 1人  |
|                   | 第4回<br>(1株当たり1円)  | 2015年8月11日<br>～2045年8月10日 | 4個  | 1人  |
|                   | 第5回<br>(1株当たり1円)  | 2016年8月11日<br>～2046年8月10日 | 4個  | 1人  |
|                   | 第6回<br>(1株当たり1円)  | 2017年8月10日<br>～2047年8月9日  | 5個  | 2人  |
|                   | 第7回<br>(1株当たり1円)  | 2018年8月10日<br>～2048年8月9日  | 5個  | 2人  |
|                   | 第8回<br>(1株当たり1円)  | 2019年8月10日<br>～2049年8月9日  | 20個 | 3人  |
|                   | 第9回<br>(1株当たり1円)  | 2020年8月13日<br>～2050年8月12日 | 17個 | 3人  |
|                   | 第10回<br>(1株当たり1円) | 2021年8月13日<br>～2051年8月12日 | 22個 | 3人  |
|                   | 第11回<br>(1株当たり1円) | 2022年8月13日<br>～2052年8月12日 | 30個 | 4人  |

(注) 1. 新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりであります。

- ・新株予約権者は、当社の取締役の地位をすべて喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
- ・その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2. 2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第1回から第5回の新株予約権等に関する事項につきましては、株式分割調整後の数を記載しております。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

| 会社における地         | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                            |
|-----------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>社長 CEO | 貞方宏司  | ダイレックス(株) 代表取締役会長<br>(株)大屋 代表取締役会長                                                      |
| 取締役<br>チェアマン    | 多田直樹  | (株)イリュウ商事 代表取締役会長<br>(株)フォレストモール 代表取締役会長                                                |
| 取締役             | 坂井義光  | 店舗開発本部長                                                                                 |
| 取締役             | 多田高志  | ダイレックス(株) 代表取締役社長<br>(株)イリュウ商事 非業務執行取締役                                                 |
| 社外取締役           | 杉浦宣彦  | 中央大学大学院戦略経営研究科教授<br>金融庁 多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会<br>メンバー                                 |
| 社外取締役           | 松本正人  | SBSホールディングス(株) 社外取締役（監査等委員）                                                             |
| 社外取締役           | 辻智子   | (株)吉野家ホールディングス<br>執行役員グループ商品本部素材開発部長<br>不二製油グループ本社(株) 社外取締役                             |
| 社外常勤監査役         | 山下和稔  |                                                                                         |
| 社外監査役           | 小澤哲郎  | 弁護士法人小澤総合法律事務所代表（弁護士）<br>東京都中央区情報公開・個人情報保護審査会委員<br>東京都中央区行政不服審査会 委員<br>公益財団法人AFS日本協会 監事 |
| 社外監査役           | 篠原一馬  | 篠原公認会計士事務所代表（公認会計士）                                                                     |
| 社外監査役           | 和田希志子 | ふじ合同法律事務所（弁護士）<br>(株)l i s B社外監査役<br>(株)東光高岳社外取締役（監査等委員）                                |

- (注) 1. 取締役の杉浦宣彦氏、松本正人氏及び辻智子氏は、社外取締役であり、監査役の山下和稔氏、小澤哲郎氏、篠原一馬氏及び和田希志子氏は、社外監査役であります。
2. 各社外取締役及び各社外監査役並びにそれぞれの兼職先と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、上記の社外取締役全員及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山下和稔氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役小澤哲郎氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役篠原一馬氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役和田希志子氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

② 役員等賠償責任保険契約内容の概要

当社は、当社及び連結子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用を填補するものであります。

### ③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2008年6月21日開催の第45期定時株主総会において、取締役の報酬等を年額4億円以内（ただし、ストックオプション報酬額及び使用人分給与・賞与を含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、4名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2012年6月23日開催の第49期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額3千万円且つ12,000株以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（非常勤、社外取締役を除く。）の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月21日開催の第45期定時株主総会において年額4千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

#### ロ. 取締役及び監査役の総額及び個人別の報酬等の決定方針に関する事項

社内取締役報酬体系は、役位を踏まえた固定報酬と業績や個人別目標の達成率に連動するインセンティブな賞与及び、中長期的業績向上に向けたストックオプションの変動報酬とで構成しております。また、社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬のみとしております。

役員報酬等の決定方法は、全社外取締役（3名）、代表取締役社長CEO及び取締役チェアマンからなる任意の「指名・報酬諮問委員会」の審議結果に基づく助言・答申を得て、取締役の報酬は取締役会にて、監査役の報酬は監査役会にて、内規の定めにより、株主総会決議承認された報酬限度内で決定しております。

当事業年度における指名・報酬諮問委員会は、2回開催し、テーマは、役員報酬（社内取締役賞与を含む。）案及び報酬制度設計案、取締役及び監査役候補選任案等であり、その審査結果を取締役会に答申いたしました。

以上の手続きを経て取締役の総額及び個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

種類ごとの構成比率は、業績及び評価項目達成状況により変動いたしますが、固定報酬：変動賞与：ストックオプションは、(73.6～27.8)：(21.0～68.6)：(3.7～7.6)の範囲となっております。

## ハ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |            |               | 対象となる<br>役員の員数 (名) |
|------------------|-----------------|------------------|------------|---------------|--------------------|
|                  |                 | 固定報酬             | 変動報酬       |               |                    |
|                  |                 | 基本報酬             | 賞与         | ストック<br>オプション |                    |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 174<br>(18)     | 48<br>(18)       | 120<br>(-) | 6<br>(-)      | 7<br>(3)           |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 15<br>(15)      | 15<br>(15)       | -<br>(-)   | -<br>(-)      | 4<br>(4)           |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 189<br>(33)     | 63<br>(33)       | 120<br>(-) | 6<br>(-)      | 11<br>(7)          |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。  
2. 当社役員の報酬等は、当社からの支給のみであり、連結子会社からの報酬はありません。

### 二. 固定報酬及び業績連動報酬等に関する事項

社内取締役報酬の算定方法は、固定報酬は、経営委任の対価として、役員報酬規程の定めに従いそれぞれの役位に応じて決定しております。

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。その方法は、年度ごとに連結経常利益増額の連結売上高に対する率等に応じて、役員報酬規程に定める支給基準に基づき基準役員賞与総額を決め、次に役位に応じた比率で総額を各取締役按分し、その額を個別の取締役ごとの業績評価及び定性評価により増減させ、全社外取締役(3名)、代表取締役社長CEO及び取締役チェアマンからなる任意の「指名・報酬諮問委員会」の審議結果に基づく助言・答申を得て、支給額を決定しております。

### ホ. 非金銭報酬の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して株式報酬を交付しております。その内容は、株式報酬型ストックオプションであり、年額3千万円且つ12,000株を上限として、株式報酬型ストックオプション規程の定めに従い付与数を決定しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役杉浦宣彦氏は、中央大学大学院教授であります。  
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・取締役松本正人氏は、S B Sホールディングス(株)の社外取締役(監査等委員)であります。  
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・取締役辻智子氏は、(株)吉野家ホールディングスの執行役員、不二製油グループ本社(株)社外取締役であります。  
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役小澤哲郎氏は、弁護士法人小澤総合法律事務所の代表(所長)であります。  
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役篠原一馬氏は、篠原公認会計士事務所の代表(所長)であります。  
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役和田希志子氏は、ふじ合同法律事務所の弁護士、(株)l i s B社外監査役、(株)東光高岳社外取締役(監査等委員)であります。  
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名       | 活 動 状 況                                                                                                                                          |
|-----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 杉 浦 宣 彦   | 当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、議案・審議につき、大学院教授（法学博士）としての豊富な経験に基づき経営上有用な発言を行いました。<br>なお、同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員を務めています。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は2回開催され、すべて出席しております。 |
| 取締役 | 松 本 正 人   | 当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、議案・審議につき、経験豊富な経営執行者の観点から経営上有用な発言を行いました。<br>なお、同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員を務めています。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は2回開催され、すべて出席しております。        |
| 取締役 | 辻 智 子     | 当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、議案・審議につき、豊富な経験に基づき経営上有用な発言を行いました。<br>なお、同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員を務めています。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は2回開催され、すべて出席しております。                |
| 監査役 | 山 下 和 稔   | 当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、金融機関経験や他社の常勤監査役経験に基づき、法令・会計・内部統制の観点から、議案・審議について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。                                         |
| 監査役 | 小 澤 哲 郎   | 当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、弁護士としての専門的な見地から、議案・審議等について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。                                                              |
| 監査役 | 篠 原 一 馬   | 当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、議案・審議等について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。                                                            |
| 監査役 | 和 田 希 志 子 | 2022年6月25日社外監査役に選任・就任以降開催の取締役会11回及び監査役会10回のすべてに出席し、弁護士としての専門的な見地から、議案・審議等について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。                                            |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

EY新日本有限責任監査法人 39百万円

ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

EY新日本有限責任監査法人 50.5百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会が会計監査人の報酬について同意した理由

監査役会は、過年度における、取締役会、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手並びに報告を受け、会計監査人の監査計画や監査時間の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠について確認し、当事業年度の監査計画及び他社の監査報酬実態を比較検討のうえ報酬額の妥当性を審議した結果、会計監査人の報酬額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。



## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの推進については、別途定める「コンプライアンス規程」に基づき、グループ全社の役員及び使用人等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修を通じ指導する。そして、業務監査室が統制状況を監査する。

また、相談・通報体制を設置し、コンプライアンス違反に気づいたグループ全社の役員及び使用人等並びにこれらの者から報告を受けた者は、「コンプライアンス規程」及び別途定める「公益通報者保護規程」に基づき対応する体制とする。

なお、グループ各社は、内部通報制度により得た情報を速やかに当社の管理部長宛に報告することとし、当社グループ全体での業務の適正な遂行を確保するものとする。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じ遺漏なきよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、別途定める「文書保存規程」及び「情報管理規程」に従う運営体制とする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、別途定める「リスク管理規程」に従い、グループ全体の危機管理を運営する体制とする。

なお、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「リスク管理規程」に従い「対策本部」を設置し、グループ全体として対応する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務監査室による実地監査や社外役員からの客観的効率性監視活動を反映し、定時取締役会にて、グループ全社の経営効率を検証する体制とする。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社からグループ各社に、取締役または監査役等を派遣し、各社の業務運営を定常的に監督する。  
当社の事前承認を原則とする旨などを規定した「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の業務の円滑化と管理の適正化を図る。  
グループ各社は、法令を遵守し、「当社の理念や指針」及び「関係会社管理規程」や当社に準じた「諸規程」を基礎として行動、運営及び管理し、コンプライアンス、リスク管理などの内部統制システムの運用状況や実績を、「関係会社管理規程」に基づき、毎年定期的に当社取締役会に報告する体制とする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査役の要請に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その員数及び人選については、監査役の要請に基づき検討し決定することとする。  
また、当該使用人は、監査役の要請に基づき、グループ全社のいずれの会議にも出席できるものとし、グループ全社のいずれの部署もそれに協力しなければならない体制とする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
前号の使用人に対する指揮命令権は監査役に帰属することとし、その使用人の考課・異動等を行う場合は、予め監査役に相談のうえ決定することとする。
- ⑧ 取締役や使用人及び子会社の役員や使用人、並びに、これらの者から報告を受けた者が、監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
グループ全社の役員及び使用人等は、監査役が出席する「取締役会」「コンプライアンス・リスク管理委員会」「経営会議」等の主要会議にて業務執行状況や財務状況の報告をするとともに、随時、面談・イントラネットなどのメール等や社内通達等を活用し、法令・定款違反やその他業務執行に関する重要事項及び監査役の随時請求事項等につき、監査役へ迅速・的確に報告する運営体制とする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役等は、監査役や会計監査人と経営方針・課題・リスクのほか、監査環境等について意見交換をする。  
グループ全社の役員及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告する。  
監査役職務の遂行に当たり、監査役が必要に応じて業務監査室に調査を求めることができ、また会計監査人・顧問弁護士等に相談できるものとし、その費用及び監査役職務執行について生じる費用は会社が負担するものとする。

**(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**（期間2022年4月1日～2023年3月31日）  
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を決定し、毎期定期的にその運用状況について報告を受けております。取締役会出席取締役7名のうち、社外取締役は3名〔大学院教授（法学博士）、元金融機関経営者、女性経営執行者（農学博士）〕で構成され、幅広い視点から毎回活発な議論を通じて監督機能を発揮いたしました。また、社外監査役4名（内、弁護士2名、公認会計士1名）は、独立した立場から、内部統制システムの整備を含め、取締役の職務執行を監査し、必要に応じて説明を求めました。役員・役員候補者に対し、役員向け研修プログラム（e-ラーニング）受講体制を整備し、ガバナンス、コンプライアンスも含め体系的学習を実施いたしました。従業員に対しても役職別にコンプライアンス、マネジメント等の研修体制の充実を図りました。業務執行部門から独立した業務監査室は、店舗の監査、財務報告内部統制の整備状況等を監査し、必要に応じてその改善を提案いたしました。業務監査室による「内部統制報告会」は、取締役社長も出席し定期的に開催いたしました（今期6回開催）。また、その結果を取締役会と監査役会に定期的に報告しております。また、全社的リスクマネジメントの統括部署として法務部を設置しております。改正公益通報者保護法の施行に伴い、改めて公益通報体制を整備し、通報者保護体制についても再度徹底いたしました。社外の通報窓口の周知も実施いたしました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録を含む重要文書や情報を記録、保存、管理し、必要に応じて関係者が閲覧できる体制を整備しております。文書の保存・管理状況のモニタリングを行い、文書の保存・管理について定めた規程の整備を実施いたしました。また、DX推進委員会を定期的に開催し、DX推進と同時に不正アクセス等情報セキュリティ体制を強化し、各サイトのセキュリティ診断、対策も実施いたしました。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の実効性を高めるため、取締役社長を委員長に、コンプライアンス・リスク管理委員会を月次で開催し、リスク管理の当事者である部次長、室長による各部室のリスクの識別、評価、管理、コントロールの対策を策定し、共通するリスクについては全社でリスク情報を共有いたしました。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応策策定のため、機動的に安全衛生委員会を開催し、従業員が適時・適切に行動できるよう意思決定を行い情報発信いたしました。リモートワークの開始に伴い、実施マニュアルを作成し、情報管理、リスク管理に万全を期しました。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

業務執行の重要事項についての情報の共有、認識の共有を図るため、すべての執行取締役、執行役員、各部室長で構成される経営会議を設置しております。また、個別経営課題を実務的な観点から審議するため、各種委員会を設置しております。本社各部室別に原則毎月開催される、取締役社長、取締役が出席する業務報告会を活用し、各部から役員に対し今期目標に対するKPIの進捗状況と戦略課題について適時・適切に伝達される体制が、意思決定の迅速化にも寄与しております。サンドラッググループ全体におけるESG・SDGsへの積極的な取り組みによるサステナブルな経営をより一層推進するため、取締役社長を委員長とするESG推進委員会を定期的に開催しております。環境、社会課題の解決と当社の持続的発展のために重要な課題をマテリアリティとして特定いたしました。その重要課題を経営計画及び経営に統合することで、社会のあるべき姿の追求とビジネス機会の追求との両立をめざしてまいります。毎年度実施している、自己評価も踏まえた「取締役会の実効性に関するアンケート」に基づく意見をもとに効率化、適正化を図っております。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保する体制  
当社から子会社各社に取締役或いは監査役を派遣のうえ、当社による事前稟議承認制度を採用することで、各社の業務運営を定常的に監督いたしました。また、当社及び重要子会社における毎月開催のコンプライアンス・リスク管理委員会、内部統制会議、安全衛生委員会等の議事内容についてグループ各社で情報共有し、業務の適正化を推進いたしました。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
現状、専任の補助使用人は置いておりませんが、必要に応じて管理部長、業務監査室社員等が監査役の業務を支援する体制を整備しております。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
該当ありません。
- ⑧ 取締役や使用人及び子会社の役員や使用人、並びにこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制  
重要事案については、役員、管理部長等から監査役に対し適時にメール、電話、口頭での報告を実施しております。常勤監査役は、社内のすべての情報にアクセスでき、取締役会のほか、「経営会議」「コンプライアンス・リスク管理委員会」「内部統制報告会」等々の重要会議に出席しており、また、希望すればすべての会議に参加できる体制を確保しております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施し、また必要に応じて適宜ミーティングを行っております。業務監査室は、期初に内部監査計画を取締役に提出し、監査の進捗等についても定期的に監査役会と共有しております。常勤監査役とは月次で定例ミーティングも実施することで緊密に連携しております。法務部は、月次で常勤監査役とコンプライアンス、リスク管理の情報を共有し、定期的に監査役会に報告いたしました。監査役は会計監査人と定期的にミーティングを実施し、監査結果報告以外にも、意見交換並びに情報交換を行い緊密な連携を図っております。常勤監査役は、取得した情報を毎月開催される監査役会に報告し、他の監査役と情報を共有し意見の交換を行いました。また、同様の情報を専用ツールにより社外取締役とも共有し、緊密に連携する体制を構築いたしました。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>205,907</b> | <b>流動負債</b>        | <b>113,249</b> |
| 現金及び預金          | 80,872         | 買掛金                | 74,006         |
| 売掛金             | 22,224         | 未払法人税等             | 8,249          |
| 商品              | 82,700         | 契約負債               | 5,024          |
| 貯蔵品             | 327            | その他                | 25,968         |
| 未収入金            | 15,284         | <b>固定負債</b>        | <b>11,095</b>  |
| その他             | 4,503          | 役員退職慰労引当金          | 303            |
| 貸倒引当金           | △5             | 退職給付に係る負債          | 1,993          |
| <b>固定資産</b>     | <b>154,764</b> | 資産除去債務             | 6,156          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>100,248</b> | その他                | 2,641          |
| 建物及び構築物         | 117,370        | <b>負債合計</b>        | <b>124,344</b> |
| 土地              | 7,757          | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| その他             | 62,235         | <b>株主資本</b>        | <b>238,080</b> |
| 減価償却累計額         | △87,114        | 資本金                | 3,931          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>9,104</b>   | 資本剰余金              | 7,430          |
| のれん             | 1,671          | 利益剰余金              | 230,658        |
| その他             | 7,433          | 自己株式               | △3,940         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>45,411</b>  | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△1,781</b>  |
| 投資有価証券          | 334            | その他有価証券評価差額金       | 82             |
| 長期貸付金           | 8,005          | 土地再評価差額金           | △1,805         |
| 繰延税金資産          | 7,182          | 退職給付に係る調整累計額       | △58            |
| 再評価に係る繰延税金資産    | 796            | <b>新株予約権</b>       | <b>29</b>      |
| 敷金及び保証金         | 26,825         | <b>純資産合計</b>       | <b>236,328</b> |
| その他             | 2,342          | <b>負債純資産合計</b>     | <b>360,672</b> |
| 貸倒引当金           | △75            |                    |                |
| <b>資産合計</b>     | <b>360,672</b> |                    |                |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金   | 額       |
|-----------------|-----|---------|
| 売上高             |     | 690,462 |
| 売上原価            |     | 518,516 |
| 売上総利益           |     | 171,946 |
| 販売費及び一般管理費      |     | 134,493 |
| 営業利益            |     | 37,452  |
| 営業外収益           |     |         |
| 受取利息            | 119 |         |
| 受取配当金           | 6   |         |
| 受取手数料           | 74  |         |
| 固定資産受贈益         | 254 |         |
| その他             | 270 | 725     |
| 営業外費用           |     |         |
| 支払利息            | 36  |         |
| 貸倒引当金繰入額        | 2   |         |
| その他             | 4   | 43      |
| 経常利益            |     | 38,134  |
| 特別利益            |     |         |
| 固定資産売却益         | 157 |         |
| 在庫補助金           | 451 |         |
| 受取補償金           | 25  |         |
| その他             | 26  | 660     |
| 特別損失            |     |         |
| 解約違約金           | 123 |         |
| 固定資産売却損         | 13  |         |
| 固定資産除却損         | 108 |         |
| 賃貸借契約解約損        | 47  |         |
| 減損損失            | 542 |         |
| 固定資産圧縮損         | 214 |         |
| その他             | 35  | 1,084   |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 37,710  |
| 法人税、住民税及び事業税    |     | 12,988  |
| 法人税等調整額         |     | △980    |
| 当期純利益           |     | 25,703  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 25,703  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>146,306</b> | <b>流動負債</b>     | <b>78,929</b>  |
| 現金及び預金          | 54,719         | 買掛金             | 53,222         |
| 売掛金             | 28,884         | リース債務           | 54             |
| 商品              | 44,326         | 未払金             | 8,148          |
| 貯蔵品             | 264            | 未払費用            | 3,647          |
| 前渡金             | 25             | 未払法人税等          | 5,034          |
| 前払費用            | 2,342          | 契約負債            | 3,759          |
| 未収入金            | 13,483         | 前受金             | 234            |
| その他             | 2,260          | 預り金             | 4,362          |
| <b>固定資産</b>     | <b>108,813</b> | 前受収益            | 6              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>41,791</b>  | その他             | 458            |
| 建物              | 44,593         | <b>固定負債</b>     | <b>6,612</b>   |
| 構築物             | 4,029          | リース債務           | 171            |
| 車両運搬具           | 6              | 退職給付引当金         | 1,069          |
| 工具、器具及び備品       | 33,145         | 資産除去債務          | 3,587          |
| 土地              | 3,090          | その他             | 1,783          |
| リース資産           | 579            | <b>負債合計</b>     | <b>85,541</b>  |
| 建設仮勘定           | 125            | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| 減価償却累計額         | △43,779        | <b>株主資本</b>     | 171,301        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>6,363</b>   | 資本金             | 3,931          |
| 借地権             | 3,269          | 資本剰余金           | 7,430          |
| 商標権             | 0              | 資本準備金           | 7,409          |
| ソフトウェア          | 3,046          | その他資本剰余金        | 21             |
| その他             | 48             | 利益剰余金           | 163,879        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>60,658</b>  | 利益準備金           | 256            |
| 投資有価証券          | 136            | その他利益剰余金        | 163,623        |
| 関係会社株式          | 15,626         | 別途積立金           | 86,750         |
| 出資金             | 2              | 繰越利益剰余金         | 76,873         |
| 長期貸付金           | 21,195         | 自己株式            | △3,940         |
| 長期前払費用          | 904            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>△1,752</b>  |
| 繰延税金資産          | 4,198          | その他有価証券評価差額金    | 53             |
| 再評価に係る繰延税金資産    | 796            | 土地再評価差額金        | △1,805         |
| 敷金及び保証金         | 17,421         | <b>新株予約権</b>    | <b>29</b>      |
| その他             | 379            | <b>純資産合計</b>    | <b>169,578</b> |
| 貸倒引当金           | △3             | <b>負債純資産合計</b>  | <b>255,120</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>255,120</b> |                 |                |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金   | 額       |
|--------------|-----|---------|
| 売上高          |     | 433,068 |
| 売上原価         |     | 325,510 |
| 売上総利益        |     | 107,558 |
| 販売費及び一般管理費   |     | 84,852  |
| 営業利益         |     | 22,705  |
| 営業外収益        |     |         |
| 受取利息         | 112 |         |
| 受取配当金        | 4   |         |
| 受取手数料        | 46  |         |
| 固定資産受贈益      | 242 |         |
| その他          | 94  | 499     |
| 営業外費用        |     |         |
| 支払利息         | 6   |         |
| その他          | 3   | 10      |
| 経常利益         |     | 23,195  |
| 特別利益         |     |         |
| 固定資産売却益      | 157 |         |
| 国庫補助金        | 181 |         |
| 受取補償金        | 25  |         |
| その他          | 11  | 376     |
| 特別損失         |     |         |
| 固定資産除却損      | 95  |         |
| 賃貸借契約解約損     | 47  |         |
| 減損損失         | 490 |         |
| 災害による損失      | 14  | 647     |
| 税引前当期純利益     |     | 22,923  |
| 法人税、住民税及び事業税 |     | 7,716   |
| 法人税等調整額      |     | △540    |
| 当期純利益        |     | 15,747  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社サンドラッグ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 見 正 浩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 本 庸 介  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンドラッグの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンドラッグ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社 サンドラッグ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 見 正 浩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 本 庸 介  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンドラッグの2022年4月1日から2023年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、物流センター及び主要な店舗等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

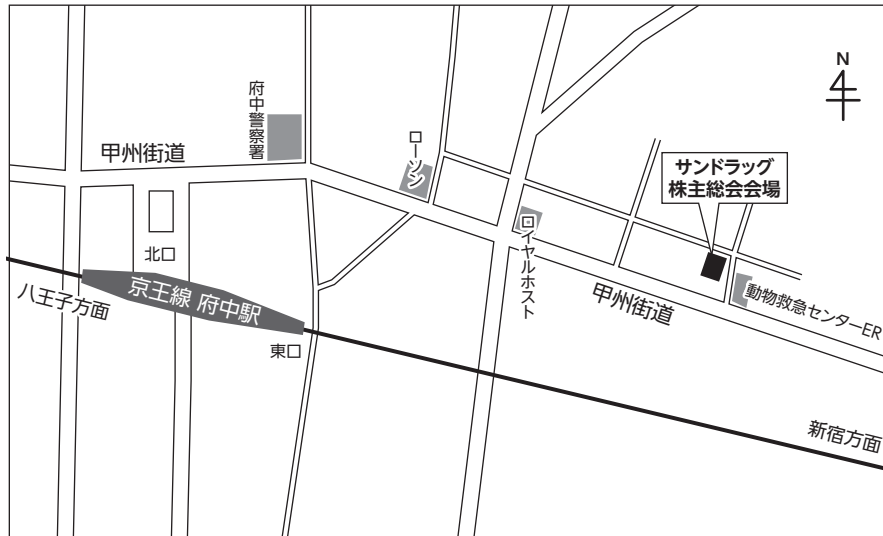
2023年5月29日

株式会社 サンドラッグ 監査役会  
常勤監査役(社外監査役) 山下 和 稔  
監査役(社外監査役) 小澤 哲 郎  
監査役(社外監査役) 篠原 一 馬  
監査役(社外監査役) 和田 希志子

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都府中市緑町1-16-4  
当社 研修センター2階 会議室



●京王線 府中駅北口から徒歩約10分

●ご来場注意点

総会会場には、駐車スペースがないため、公共交通機関をご利用  
くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサルデ  
ザインフォントを採用  
しています。

電子提供措置の開始日 2023年6月2日

第60期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式会社サンドラッグ



## 連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |       |         |        |         |
|---------------------|---------|-------|---------|--------|---------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金   | 自己株式   | 株主資本合計  |
| 当期首残高               | 3,931   | 7,430 | 215,145 | △3,939 | 222,567 |
| 当期変動額               |         |       |         |        |         |
| 剰余金の配当              | -       | -     | △10,055 | -      | △10,055 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | -       | -     | 25,703  | -      | 25,703  |
| 自己株式の取得             |         |       |         | △0     | △0      |
| 土地再評価差額金の取崩         |         |       | △134    |        | △134    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -       | -     | -       | -      | -       |
| 当期変動額合計             | -       | -     | 15,513  | △0     | 15,513  |
| 当期末残高               | 3,931   | 7,430 | 230,658 | △3,940 | 238,080 |

|                     | その他の包括利益累計額  |          |              |               | 新株予約権 | 純資産合計   |
|---------------------|--------------|----------|--------------|---------------|-------|---------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |       |         |
| 当期首残高               | 56           | △1,940   | △120         | △2,003        | 28    | 220,592 |
| 当期変動額               |              |          |              |               |       |         |
| 剰余金の配当              | -            | -        | -            | -             | -     | △10,055 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | -            | -        | -            | -             | -     | 25,703  |
| 自己株式の取得             |              |          |              |               |       | △0      |
| 土地再評価差額金の取崩         |              |          |              |               |       | △134    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 25           | 134      | 61           | 221           | 0     | 222     |
| 当期変動額合計             | 25           | 134      | 61           | 221           | 0     | 15,735  |
| 当期末残高               | 82           | △1,805   | △58          | △1,781        | 29    | 236,328 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社星光堂薬局  
株式会社サンドラッグプラス  
株式会社大屋  
株式会社サンドラッグ・ドリームワークス  
ダイレックス株式会社  
株式会社大屋は2022年10月3日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日は2022年8月31日であります。

##### ② 主要な非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社ピュマージ  
株式会社サンドラッグエース  
有限会社HRウェルス  
有限会社HRウェルスは2022年10月3日の株式会社大屋の株式取得に伴い、当連結会計年度より非連結子会社となりました。
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

- ・主要な会社等の名称 株式会社ピュマージ  
株式会社サンドラッグエース  
有限会社HRウェルス
- ・持分法を適用しない理由 有限会社HRウェルス、株式会社ピュマージ及び株式会社サンドラッグエースの当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. 棚卸資産

・商品

主として売価還元平均原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、事業用定期借地契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

##### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、商標権については、個別案件ごとに判断し、その効果が及ぶ期間に基づき、主として15年の定額法によっております。また、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ニ. 長期前払費用

均等償却をしております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

イ. 商品の販売に係る収益認識

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主にドラッグストア事業、ディスカウントストア事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

ロ. 当社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社が運営するポイント制度に係る収益は、会員に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却をしております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度まで「営業外収益」で独立掲記しておりました「補助金収入」は、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示することといたしました。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### 店舗固定資産の減損

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループは、多店舗展開をしており、2023年3月31日現在、有形固定資産100,248百万円、無形固定資産9,104百万円、その他1,208百万円を保有しております（合計110,561百万円）。当社グループは、当連結会計年度において、減損損失542百万円を計上しております。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとに資産のグルーピングをしており、営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなっている店舗、使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じている店舗及び遊休資産で時価が著しく下落している資産グループを減損の対象としております。なお、減損の測定に際して、回収可能価額の算定は使用価値によっておりますが、使用価値は、見積り将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、零として算定しております。

減損の認識の判定は、各店舗等の資産または資産グループごとの割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいておりますが、これらは今後の市場の動向や商圈内の環境、各種の施策の実行状況等により、大きく影響を受ける可能性があります。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、将来計画の基礎となる各店舗の将来売上成長率であります。

各店舗の将来売上については、過年度における予算達成状況を基礎として、市場環境や今後見込まれる店舗機能の強化等を踏まえ、一定率（ゼロを含む）で成長すると仮定しています。

これらの見積り及び当該見積りに使用した仮定が将来の不確実な変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 土地再評価

親会社においては、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。
- ・再評価を行った年月日……………2002年3月31日
- ・再評価を行った土地の  
期末における時価と再評  
価後の帳簿価額との差額…………… 178百万円

##### (2) 圧縮記帳額

当連結会計年度において国庫補助金の受入等に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

|         |        |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 20百万円  |
| その他     | 193百万円 |

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 119,331,184株  | －株           | －株           | 119,331,184株 |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 2,407,740株    | 176株         | －株           | 2,407,916株   |

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2022年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 4,209           | 36              | 2022年3月31日 | 2022年6月27日 |
| 2022年11月14日<br>取締役会  | 普通株式  | 5,846           | 50              | 2022年9月30日 | 2022年12月5日 |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-------|------------------|------------|------------|
| 2023年6月23日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 5,846           | 利益剰余金 | 50               | 2023年3月31日 | 2023年6月26日 |

### (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数 普通株式 11,750株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、事業投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入等により調達し、一時的余資は安全性の高い金融資産で運用することとし、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

未収入金、敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが支払までの期間は短期となっており、流動性リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金、未収入金、敷金及び保証金については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日及び残高管理をするとともに財務状況等の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先との関係を勘案し保有状況を見直しております。

買掛金は、資金調達に係るリスクに晒されますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|             | 連結貸借対照表<br>計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------------|----------------------|----------|----------|
| (1) 投資有価証券  |                      |          |          |
| その他有価証券     | 176                  | 176      | -        |
| (2) 敷金及び保証金 | 26,825               | 24,344   | △2,481   |
| 資産計         | 27,001               | 24,520   | △2,481   |

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額158百万円）は「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。



(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

| 区分               | 時価 (百万円) |      |      |     |
|------------------|----------|------|------|-----|
|                  | レベル1     | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 投資有価証券<br>其他有価証券 | 176      | -    | -    | 176 |
| 資産計              | 176      | -    | -    | 176 |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

| 区分      | 時価 (百万円) |        |      |        |
|---------|----------|--------|------|--------|
|         | レベル1     | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 敷金及び保証金 | -        | 24,344 | -    | 24,344 |
| 資産計     | -        | 24,344 | -    |        |

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券：上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

敷金及び保証金：敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算出する方法により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

|           | 報告セグメント       |                  |         | 連結計算書類<br>計上額 |
|-----------|---------------|------------------|---------|---------------|
|           | ドラッグ<br>ストア事業 | ディスカウント<br>ストア事業 | 計       |               |
| 売上高       |               |                  |         |               |
| 外部顧客への売上高 | 401,962       | 288,500          | 690,462 | 690,462       |

(注) 顧客との契約から生じる収益以外の収益は、重要性が乏しいため、区分しておりません。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

|               | 当連結会計年度 |        |
|---------------|---------|--------|
|               | 期首残高    | 期末残高   |
| 顧客との契約から生じた債権 | 19,149  | 20,313 |
| 契約負債          | 4,301   | 5,024  |

契約負債は、当社が運営するポイント制度において、会員に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、43億 1百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,020円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 219円83銭   |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 企業結合に関する注記

### 取得による企業結合

当社は、2022年9月1日開催の臨時取締役会において、四国地方にてドラッグストアを展開中の株式会社大屋(本社:愛媛県西条市、代表取締役社長 伊藤慎太郎、以下「大屋」)の全株式を取得し、完全子会社とすることを決議し、2022年9月1日付で株式譲渡契約を締結し、2022年10月3日に当該株式を取得しております。

#### (1) 企業結合の概要

##### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社大屋

事業の内容 ドラッグストア等の運営

##### ② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、競争激化により厳しさを増すドラッグストア業界において、グループ各社による新規出店に加え、フランチャイズ事業の展開及びM&Aの活用により、さらなる事業規模拡大と企業価値向上を目指しております。

また、既存の枠組みにとらわれず新たなエリアに展開すること、新たな特性を持つ店舗に挑戦することや、ディスカウント事業・EC事業も組み合わせた当社独自の価値提供を目指すことの重要性も強く認識するところであります。

大屋は、愛媛県・高知県を中心にドラッグストア「mac」を50店舗以上運営し、地域に根付いた経営により長きに渡り事業成長を続けています。創業から70年を数える地域の有力企業であり、人口集積地から、人口密度が低く遠方より車で来店されるお客様の多い立地まで、幅広いエリアで地域のお客様の生活を支えております。

過去より大屋は四国を中心に地域密着型のドラッグストアとして事業を推進して参りましたが、厳しさを増す昨今の事業環境下において、当社と連携し相互に競争力を強化する目的のもと、大屋の各株主との間で同社の全株式を取得し完全子会社とすることに合意いたしました。

当社グループはこれまで、四国地方においてはディスカウント事業におけるダイレックスの店舗を展開しているものの、ドラッグストア事業における直営店舗は保有をしておりませんでした。今回の株式取得を通して、大屋への経営支援のもと、四国地方におけるサンドラッググループとしての強固な経営基盤構築を進めて参ります。

また、大屋が保有する人口密度が低い地域での高収益店舗は、現在の当社グループ店舗には珍しい特性を保有しており、これらの店舗から得られる知見は当社グループ全体にも還元し得るものと考えております。

加えて、大屋の現在の店舗においては、当社グループの全面的な支援のもと、魅力的な店舗づくりや運営の効率化を進め、一層の事業成長を実現することを見込んでおります。

##### ③ 企業結合日

2022年10月3日(株式取得日)

- ④企業結合の法的形式  
現金を対価とする株式取得
- ⑤結合後企業の名称  
変更ありません。
- ⑥取得した議決権比率  
100%
- ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。
- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間  
2022年9月1日から2023年3月31日まで
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳  
取得の対価 現金及び預金 3,771百万円  
取得原価 3,771百万円
- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額  
アドバイザリー費用等 138百万円
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ①発生したのれん  
1,729百万円
- ②発生原因  
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。
- ③償却方法及び償却期間  
15年間にわたる均等償却
- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受ける負債の額ならびにその主な内訳
- |      |           |
|------|-----------|
| 流動資産 | 7,090百万円  |
| 固定資産 | 7,649百万円  |
| 資産合計 | 14,740百万円 |
| 流動負債 | 4,150百万円  |
| 固定負債 | 8,548百万円  |
| 負債合計 | 12,698百万円 |
- (7) のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳ならびに加重平均償却期間
- |     |                   |
|-----|-------------------|
| 商標権 | 873百万円 (償却期間 15年) |
|-----|-------------------|

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 12,075百万円 |
| 営業利益            | 281百万円    |
| 経常利益            | 347百万円    |
| 税金等調整前当期純利益     | 279百万円    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 279百万円    |
| 1株当たり当期純利益      | 964.88円   |

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定し、取得企業の売上高及び損益情報と、連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

## 株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |           |                    |              |                  |         |        | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 |
|---------------------|---------|-----------|--------------------|--------------|------------------|---------|--------|---------|-------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                    | 利 益 剰 余 金    |                  |         |        |         |             |
|                     |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 利 益<br>準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金  |         |        |         |             |
|                     |         |           |                    | 別 途<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |         |        |         |             |
| 当期首残高               | 3,931   | 7,409     | 21                 | 256          | 86,750           | 71,315  | △3,939 | 165,744 |             |
| 当期変動額               |         |           |                    |              |                  |         |        |         |             |
| 剰余金の配当              | -       | -         | -                  | -            | -                | △10,055 | -      | △10,055 |             |
| 当期純利益               | -       | -         | -                  | -            | -                | 15,747  | -      | 15,747  |             |
| 自己株式の取得             |         |           |                    |              |                  |         | △0     | △0      |             |
| 土地再評価差額金の取崩         |         |           |                    |              |                  | △134    |        | △134    |             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -       | -         | -                  | -            | -                | -       | -      | -       |             |
| 当期変動額合計             | -       | -         | -                  | -            | -                | 5,558   | △0     | 5,557   |             |
| 当期末残高               | 3,931   | 7,409     | 21                 | 256          | 86,750           | 76,873  | △3,940 | 171,301 |             |

|                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          |                    |                        | 新 予 約 権 | 株 純 資 産<br>合 計 |
|---------------------|--------------------------|--------------------|------------------------|---------|----------------|
|                     | そ の 他 有 価 値 評 価<br>差 額 金 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |         |                |
| 当期首残高               | 31                       | △1,940             | △1,908                 | 28      | 163,864        |
| 当期変動額               |                          |                    |                        |         |                |
| 剰余金の配当              | -                        | -                  | -                      | -       | △10,055        |
| 当期純利益               | -                        | -                  | -                      | -       | 15,747         |
| 自己株式の取得             |                          |                    |                        |         | △0             |
| 土地再評価差額金の取崩         |                          |                    |                        |         | △134           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 21                       | 134                | 155                    | 0       | 156            |
| 当期変動額合計             | 21                       | 134                | 155                    | 0       | 5,714          |
| 当期末残高               | 53                       | △1,805             | △1,752                 | 29      | 169,578        |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                       |                                                    |
|-----------------------|----------------------------------------------------|
| ① 子会社株式               | 移動平均法による原価法を採用しております。                              |
| ② その他有価証券             |                                                    |
| ・ 市場価格のない株式等<br>以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ・ 市場価格のない株式等          | 移動平均法による原価法を採用しております。                              |

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- |       |                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------|
| ① 商品  | 主として売価還元平均原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| ② 貯蔵品 | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。       |

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- |                        |                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定率法を採用しております。なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、事業用定期借地契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物 3～50年<br>工具、器具及び備品 2～20年 |
| ② 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                                                                                                                                                |
| ③ リース資産                | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                                                                                                                                    |
| ④ 長期前払費用               | 均等償却をしております。                                                                                                                                                                                                         |



#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

##### ① 商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にドラッグストア事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

##### ② 当社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社が運営するポイント制度に係る収益は、会員に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

#### (6) その他計算書類作成のための基本となる事項

##### ① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

##### ② 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度まで独立掲記しておりました「補助金収入」は、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示することといたしました。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### 店舗固定資産の減損

#### イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、多店舗展開をしており、2023年3月31日現在、有形固定資産41,791百万円、無形固定資産6,363百万円、長期前払費用499百万円を保有しております（合計48,655百万円）。当社は、当事業年度において、減損損失490百万円を計上しております。

#### ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとに資産のグルーピングをしており、営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなっている店舗、使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じている店舗及び遊休資産で時価が著しく下落している資産グループを減損の対象としております。なお、減損の測定に際して、回収可能価額の算定は使用価値によっておりますが、使用価値は、見積り将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、零として算定しております。

減損の認識の判定は、各店舗等の資産または資産グループごとの割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいておりますが、これらは今後の市場の動向や商圏内の環境、各種の施策の実行状況等により、大きく影響を受ける可能性があります。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、将来計画の基礎となる各店舗の将来売上成長率であります。

各店舗の将来売上については、過年度における予算達成状況を基礎として、市場環境や今後見込まれる店舗機能の強化等を踏まえ、一定率（ゼロを含む）で成長すると仮定しています。

これらの見積り及び当該見積りに使用した仮定が将来の不確実な変動等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において、追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 土地再評価

当社は土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日……………2002年3月31日

・再評価を行った土地の

期末における時価と再評

価後の帳簿価額との差額…………… 178百万円

##### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|                  |           |
|------------------|-----------|
| ① 関係会社に対する短期金銭債権 | 18,358百万円 |
| ② 関係会社に対する長期金銭債権 | 17,485百万円 |
| ③ 関係会社に対する短期金銭債務 | 4,243百万円  |
| ④ 関係会社に対する長期金銭債務 | 517百万円    |

##### (3) 取締役に対する金銭債務

長期金銭債務 5百万円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| ① 売上高           | 89,828百万円 |
| ② 仕入高           | 17百万円     |
| ③ その他営業取引高 研修費等 | 1,119百万円  |
| ④ 営業取引以外の取引高    | 43百万円     |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 2,407,740株  | 176株       | 一株         | 2,407,916株 |

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 未払事業税     | 316百万円   |
| 未払賞与      | 746百万円   |
| 契約負債      | 1,151百万円 |
| 棚卸資産      | 111百万円   |
| 減価償却超過額   | 702百万円   |
| 退職給付引当金   | 327百万円   |
| 未払役員退職慰労金 | 1百万円     |
| 投資有価証券評価損 | 67百万円    |
| 資産除去債務    | 1,098百万円 |
| その他       | 295百万円   |

繰延税金資産合計 4,818百万円

繰延税金負債

|              |         |
|--------------|---------|
| その他有価証券評価差額金 | △23百万円  |
| 資産除去費用       | △593百万円 |
| その他          | △3百万円   |

繰延税金負債合計 △619百万円

繰延税金資産純額 4,198百万円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び個人主要株主等

| 種類                               | 会社等の名称<br>または氏名  | 資本金<br>または<br>出資<br>(百万円) | 事業の<br>内容は<br>業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係  | 取引の内容          | 取引金額<br>(百万円) | 科目                      | 期末残高<br>(百万円) |
|----------------------------------|------------------|---------------------------|-----------------|--------------------------------|----------------|----------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 役員が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む) | 株式会社<br>フォレストモール | 94                        | 不動産賃貸業等         | (被所有)<br>0.0※                  | 不動産取引<br>役員の兼任 | 不動産賃貸契約<br>賃借料 | 284           | 前払費用<br>敷金及び保証金         | 30<br>259     |
|                                  |                  |                           |                 |                                |                | 不動産賃貸契約<br>賃貸料 | 149           | 前受金<br>長期預り金<br>(1年内含む) | 13<br>484     |

- (注) 1. 「取引金額」には消費税等を含めておりません。「期末残高」には消費税等を含めております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方法  
 不動産賃貸借料については、市場価格を参考にして決定しております。  
 ※ 被所有割合については、(株)フォレストモール (0.0%) の所有割合を記載しております。

| 種類                               | 会社等の名称<br>または氏名 | 資本金<br>または<br>出資<br>(百万円) | 事業の<br>内容は<br>業  | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|----------------------------------|-----------------|---------------------------|------------------|--------------------------------|---------------|-------|---------------|-----|---------------|
| 役員が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む) | 株式会社<br>シーズン    | 10                        | 商品の卸売<br>不動産賃貸業等 | (被所有)<br>37.5※                 | 不動産取引<br>商品取引 | 商品の仕入 | 544           | 買掛金 | 81            |

- (注) 1. 「取引金額」には消費税等を含めておりません。「期末残高」には消費税等を含めております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方法  
 商品の売上及び商品の仕入、不動産賃貸借料については、市場価格を参考にして決定しております。  
 ※ 被所有割合については、同社の親会社である(株)イリュウ商事 (37.5%) の所有割合を記載しております。

| 種類                                                           | 会社等の名称<br>または氏名        | 資本金<br>または<br>出資<br>(百万円) | 事業<br>の内容<br>または<br>業<br>種 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容          | 取引金額<br>(百万円) | 科目      | 期末残高<br>(百万円) |
|--------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------|----------------------------|--------------------------------|---------------|----------------|---------------|---------|---------------|
| 役員が議<br>決権の過<br>半数を所<br>有してい<br>る会社<br>(当該会<br>社の子会<br>社を含む) | 合同会社<br>イリユウ<br>パートナーズ | 10                        | 不動産賃貸業等                    | (被所有)<br>37.5※                 | 不動産取引         | 不動産賃借契約<br>賃借料 | 267           | 前払費用    | 29            |
|                                                              |                        |                           |                            |                                |               |                |               | 敷金及び保証金 | 491           |

(注) 1. 「取引金額」には消費税等を含めておりません。「期末残高」には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方法

不動産賃借料については、市場価格を参考にして決定しております。

※ 被所有割合については、同社の親会社である(株)イリユウ商事 (37.5%) の所有割合を記載しております。

## (2) 子会社

| 種類  | 会社名<br>の社名等       | 資本金<br>本出資<br>た資<br>(百万円) | 事業<br>の<br>内容<br>は業<br>た | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係  | 取引の内容  | 取引金額<br>(百万円) | 科目         | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------------|----------------|--------|---------------|------------|---------------|
| 子会社 | 株式会社<br>星光堂薬局     | 90                        | 小売業                      | 所有<br>直接<br>100.0              | 商品取引等<br>役員の兼任 | 商品等の売上 | 17,749        | 売掛金        | 3,130         |
|     |                   |                           |                          |                                |                |        |               | 前払費用       | 0             |
|     |                   |                           |                          |                                |                |        |               | 未収入金       | 1             |
| 子会社 | 株式会社<br>サンドラッグプラス | 10                        | 小売業                      | 所有<br>直接<br>100.0              | 商品取引等          | 資金の貸付  | 4,500         | 短期貸付金      | 500           |
|     |                   |                           |                          |                                |                | 貸付の回収  | 400           | 長期貸付金      | 4,900         |
|     |                   |                           |                          |                                |                | 利息の受取  | 11            | 未収収益       | -             |
|     |                   |                           |                          |                                |                | 商品等の売上 | 16,290        | 売掛金<br>預り金 | 2,866<br>172  |
| 子会社 | 株式会社<br>大屋        | 50                        | 小売業                      | 所有<br>直接<br>100.0              | 商品取引等<br>役員の兼任 | 資金の貸付  | 7,700         | 短期貸付金      | 400           |
|     |                   |                           |                          |                                |                | 利息の受取  | 9             | 長期貸付金      | 7,300         |
| 子会社 | ダイレックス<br>株式会社    | 3,369                     | 小売業                      | 所有<br>直接<br>100.0              | 商品取引等<br>役員の兼任 | 貸付の回収  | 400           | 短期貸付金      | 400           |
|     |                   |                           |                          |                                |                | 利息の受取  | 14            | 長期貸付金      | 3,400         |
|     |                   |                           |                          |                                |                | 商品等の売上 | 49,559        | 未収収益       | 3             |
|     |                   |                           |                          |                                |                |        |               | 売掛金        | 9,051         |
|     |                   |                           |                          |                                |                |        |               | 未収入金       | 0             |
| 預り金 | 3,279             |                           |                          |                                |                |        |               |            |               |

- (注) 1. 「取引金額」には消費税等を含めておりません。「期末残高」には消費税等を含めております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方法  
資金の貸付利率については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。  
商品等の売上については、市場価格を参考にして決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,450円09銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 134円69銭   |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。